

社会契約論における信頼概念の位置づけ

朝倉，拓郎
九州大学大学院法学研究院学術研究員

<https://doi.org/10.15017/16462>

出版情報：政治研究. 55, pp.117-141, 2008-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：



社会契約論における信頼概念の位置づけ

朝倉 拓郎

はじめに

第一章 ソーシャル・キャピタル論における信頼概念

第一節 社会的適応としての信頼

第二節 信頼の秩序形成力

第二章 ホッブズの社会契約論における信頼概念

第一節 自然状態の無時間性

第二節 信頼の創出装置としての社会契約

第三章 ロックの社会契約論における信頼概念

第一節 自然状態の有時間性

第二節 自由の力能

第三節 社会契約における政治的信頼

おわりに

はじめに

社会契約論、とりわけホッブズやロックなど初期近代の思想家たちによって論じられた社会契約論は、それによって設立される政治権力の正統性を導出するための理論的装置であり、この正統性に基づいて、政治権力に対する市民の服従義務、あるいは政治権力を逸脱した為政者に対する市民の抵抗権が正当化される。社会契約論における正統性の根拠は、人間が社会契約に至る過程で行う合理的推論の普遍性と、自由な人間が自発的に社会契約に同意したことによって生じる、契約に対する道德的責任の二点に依拠している。社会契約論が提示するこのような正統性原理は、現代の政治理論、あるいは我々自身の政治理解に対して大きな影響を与えている。とりわけ日本においては、伝統的な支配体制や国家観に対抗して民主的な政治原理を構築するための理論的根拠として、社会契約論は強い規範的性格を帯びながら論じられてきた。^③

しかし、経験論的な立場から見るとき、ホッブズやロックの社会契約論が前提としている合理性や道德性は、深刻な理論的困難を伴っていると考えられる。なぜなら、契約という相互的行為が合理的な選択肢となり、かつ規範的な拘束力を有するためには、契約による利得の確保、増進という経験の蓄積が何よりも必要であるにもかかわらず、社会契約論が議論の出発点として想定する自然状態は、このような経験の蓄積が困難な状況だからである。

本稿では、社会契約論における以上のような難点を、社会契約論における信頼の問題として捉え直して考察する。具体的には、社会契約論において信頼が問題となる局面として二つの場合が考えられる。第一の局面は、社会契約の締結時である。すなわち、社会契約によって自然状態から政治社会に移行する際、各人は契約を結ぶことが合理的かつ道德的な行為であると考えているとしても、なぜ人々は、他者もまた同様に考えているということを信頼して、他者と契約を結ぶことができるのかという問題である。

社会契約において信頼が問題となる第二の局面は、社会契約後の政治社会においてである。すなわち、社会契約によって人々は政治権力へ服従することになるが、なぜ人々は政治権力に対する信頼を維持し続けることができるのかという

問題である。政治権力は、それまでの自然状態における経験では想像もつかないような強大な物理的な執行権力を有しているにもかかわらず、人々はこれを社会契約によって正統化された権力であるという理由だけで信頼し続けることができるのであろうか。この問題は、とりわけロックの社会契約論において、市民の為政者に対する信頼として問題化することになる。

本稿の目的は、以上のような社会契約論における信頼の問題を、ホッブズとロックの社会契約論を通じて検討することによって、政治秩序の形成原理としての社会契約論が有している理論的な射程を明らかにすることである。⁽⁴⁾このために本稿では、以下の二つの視角を採用する。一つは、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念との対比であり、もう一つは、信頼の生成における時間の観点の導入である。

周知のように、近年、ソーシャル・キャピタル論に関する研究が急速に進展し、⁽⁵⁾その中において、信頼概念はソーシャル・キャピタルの中核的概念の一つとして注目されている。とりわけ民主制の健全な機能と信頼の関係をめぐって、すでに多くの研究や、それに基づく実践的な政策的提言が提示されている。⁽⁶⁾ソーシャル・キャピタル論では、信頼概念を基本的には合理的な社会的適応の一つとして捉えており、政治社会は社会的適応を促す所与の環境として扱われているように思われる。もちろん、このことはソーシャル・キャピタル論における信頼概念が、政治社会の形成原理、批判原理として無力であるということの意味するものでは決していないが、しかし、社会契約論において問題となる信頼とは微妙ではあるが決定的に異なっているように思われる。本稿では、秩序形成原理としての社会契約論における信頼の位置づけを明確にするために、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念との対比を試みる。

第二の視角は、信頼の生成と時間の関係である。先に述べたように、ホッブズとロックの社会契約論の出発点である自然状態は、一見したところ契約を成り立たせる相互的信頼の経験が乏しい世界である。しかしながら、後に見るように、両者の議論において、自然状態における時間の経過に対する人間の認識は信頼の生成と深く関わっている。そして、時間の経過を人々がどのように認識するかによって、社会契約論が前提とする信頼の性質には相違が生じ、この相違は政治社会の設立方法に決定的な影響を与えることになる。

本稿の構成は以下の通りである。まず、第一章では、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念を概観し、合理的な社会的適応としての信頼概念は、社会契約論のような人為的な秩序形成の契機を基本的に有していないことを明らかにする。第二章では、ホッブズの社会契約論を取り上げ、そこで前提とされている信頼のあり方を明らかにする。具体的には、ホッブズが想定する自然状態は、信頼の欠如に由来する無時間的な性格を有し、この無時間性は、ホッブズの社会契約における「権威づけ」の議論に深く関わっていることを明らかにする。第三章では、ロックの社会契約論を取り上げる。ホッブズとは異なり、ロックの想定する自然状態は有時間的な空間であり、社会契約以前に人々の間には信頼が存在している。しかし、このことはホッブズの自然状態にはない固有の困難をもたらす。その困難とは、時間の経過に伴う欲望の落ちつかなさであり、この落ちつかなさは自然状態で成立している信頼の規範的拘束力を脅かし、最終的には戦争状態へ陥る危機をもたらす。本章では、この危機を克服する能力としての「自由の力能」に着目し、自由の力能が時間の経過を一旦停止することによって、信頼の道徳性を回復する過程を明らかにする。最後に「おわりに」では、ソーシャル・キャピタル論において論じられている信頼概念と政治的信頼概念とを対比させ、それぞれの信頼概念が有する理論的な射程について言及する。

第一章 ソーシャル・キャピタル論における信頼概念

第一節 社会的適応としての信頼

ソーシャル・キャピタル論の代表的論者の一人であるパットナムによれば、「ソーシャル・キャピタルが指し示しているのは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼の規範である⁽¹⁾」。また、彼はソーシャル・キャピタルを市民的徳性(civic virtue)に近いものとして捉えている。よく知られているように、パットナムは、イタリアの地方分権化政策を例にとり、同じ政治システムが採用されたとしても、ソーシャル・キャピタルが豊富に蓄積されている北部と、そうでない南部との間に、統治の効率性、パフォーマンス、住民の満足度などにおい

て大きな相違が生じることを膨大なデータに基づいて明らかにした。彼は、北部により多くのソーシャル・キャピタルが蓄積されている理由は、北部が経済的に豊かであるからではなく、北部の諸都市における共和主義的伝統によるものであると指摘した。⁽⁸⁾

パットナムは、ソーシャル・キャピタルを、その作用の仕方から二つの型に類型化した。すなわち、「結束型(Bonding)」と「橋渡し型(Bridging)」の二つである。結束型のソーシャル・キャピタルは、「特定の互酬性を安定させ、連帯を動かしていくのに都合がよい」。例えば、少数民族集団における密なネットワークなどは、比較的恵まれていないメンバーにとって決定的に重要な精神的、社会的支柱となる。これに対して橋渡し型のソーシャル・キャピタルは、「外部資源との連繋や情報伝播において優れている」。例えば、職探しにおいて、橋渡し型のソーシャル・キャピタルによってもたらされる、自分と遠くに離れている人間や自分と異なるサークルにいる人間との弱いつながりが、結束型のソーシャル・キャピタルによってもたらされる身近な人間との強いつながりよりも有利に働く場合がある。「結束型ソーシャル・キャピタルが、社会的な接着剤であるなら、橋渡し型ソーシャル・キャピタルは社会的な潤滑剤である」。⁽¹¹⁾

このようなソーシャル・キャピタルの二つの側面を、信頼概念において捉え直したのがE・アスレイナーである。⁽¹²⁾彼は信頼を「普遍化信頼(generalized trust)」と「特定化信頼(particularized trust)」の二つに区分した。普遍化信頼はたいていの人は自分と同じ道徳的価値を共有していると考える人が抱く信頼であり、同じ道徳的価値を共有しているという前提に基づいて、見知らぬ人間に対しても信頼することが可能となる。この意味で普遍化信頼は「道徳的信頼(moralistic trust)」とも呼ばれる。これに対して、特定化信頼は特定の間あるいは集団に対して抱く信頼であり、この信頼は、個々の信頼の経験、あるいは信頼に関する情報に基づいた判断であり、他人がどのように動くかに関する予想に基づいた信頼である。この意味で特定化信頼は「戦略的信頼(strategic trust)」とも呼ばれる。アスレイナーも認めるように、普遍化信頼と特定化信頼の区別は、パットナムの言う橋渡し型ソーシャル・キャピタルと結束型ソーシャル・キャピタルの区別に似ている。すなわち、「特定化信頼は自分と似た人に対する信頼であり、普遍化信頼は自分と異質な人に対する信頼である」。⁽¹³⁾

この二つの信頼のうち、アスレイナーは普遍化信頼の意義を強調する。彼によれば、普遍化信頼によつて人は異質な人とつながり、マイノリティに対して寛容になる。普遍化信頼は、見知らぬ人に対する信頼を可能とするため、社会の集合的な問題の解決に寄与する。また、普遍化信頼は国境を越えた信頼を可能にするため、より開放的な経済と貿易を促進し、グローバルゼーションと適合的であり、経済的な繁栄がもたらされる。これに対して、特定化信頼は、身近で同質的な人間どうしの問題に関する解決に貢献するだけである。

普遍化信頼と特定化信頼の質的差異をさらに強調するのが、山岸俊男である。⁽¹³⁾ 山岸は、社会的不確実性（相手が自分に対して危害を及ぼす可能性）が大きい状況において相手を信頼することと、社会的不確実性が小さい状況において相手を信頼することを概念的により明確に区別すべきであると主張し、前者を「信頼」、後者を「安心」と呼ぶことを提唱する。それぞれの間の相違は、実質的にはアスレイナーにおける「普遍化信頼」と「特定化信頼」との間の相違とほぼ同じであると思われるが、山岸の主張の特徴は、「安心」が社会的な価値として共有されている集団（伝統的な共同体など）においては、「信頼」の能力の発達が阻害されるということを明らかにしたことである。さらに山岸によれば、「安心」がもたらす特定の人間との強いつながり（コミットメント関係）は、「信頼」による開放的な人間関係に比べて、より高い機会コストを生み出す傾向がある。したがって、伝統的な共同体が解体し、社会的な不確実性が増大した現代社会においては、「安心」に基づく戦略よりも「信頼」に基づく戦略の方が経済的に合理的な選択となる。⁽¹⁴⁾

第二節 信頼の秩序形成力

前節において、ソーシャル・キャピタル論において議論されている信頼概念の特徴を概観したが、三人の論者とも、ソーシャル・キャピタルとしての信頼の中に、（アスレイナーの表現に従えば）普遍化された側面と特定化された側面の二つを見出し、また三人とも、普遍化された信頼の方をソーシャル・キャピタルとしてより本質的なものであり、また道徳的に望ましいものと見なしていると言えよう。⁽¹⁵⁾ 本節では、この普遍化された信頼を、秩序形成力の観点から検討する。

ソーシャル・キャピタル論における信頼概念が、ある状況下に対する合理的な社会的適応である以上、普遍化された信頼にせよ、特定化された信頼にせよ、道徳的に有意な差異は存在しない。したがって、人々が普遍化された信頼に対して道徳的な望ましさを感じるのは、普遍化された信頼によってより大きな利益が得られたという、過去の感覚経験を繰り返すことによつて形成されたある種の心理的拘束力であると言えよう。もちろん、このような心理的拘束力も道徳的意識として十分機能するし、政治社会の健全な運営に貢献することができる。

しかし、普遍化された信頼の道徳的な望ましさは、過去の感覚経験に基づく心理的拘束力に依拠しているということは、結局のところ、普遍化された信頼の規範的拘束力の強度は、状況依存的であるということを意味している。したがって、普遍化された信頼は特定化された信頼に比べて、一見したところ、道徳的に優れているように見えるかもしれないが、しかし、最も縮減された特定化信頼の戦略（例えば、ごく限られた親族の間にだけ相互的互酬関係を保ち、それ以外のすべての他者とは敵対的な関係）が最も合理的な状況、すなわち、ホップズ的な自然状態に生き続ける人間にとつては、普遍化された信頼の道徳的優位性はまったく感じられないことになる。したがって、ソーシャル・キャピタルとしての信頼概念は、普遍化された信頼であれ特定化された信頼であれ、それ自体としては現状維持的であり、現状と異なった新たな秩序を形成する契機としては極めて限定的であるということになる。

もつとも、極小化された特定化信頼の戦略を採用することが最も合理的であるような状況は、現実的には、貧しく危険な状況であることが多いので、普遍化された信頼の戦略をとることに對するインセンティブが生じる可能性は存在する。ここで戦略を変化させるために必要となるのは、普遍化された信頼に対する経験の数の圧倒的な増加であらう。しかし、当事者たちが個々の力でこれを達成することはまず不可能である。なぜなら、これを達成するためには、当事者の中の誰かが、最初に無条件的に他者を信頼することによつて自らを危険にさらさなければならぬが、これは最も非合理的な選択肢だからである。こうして、ソーシャル・キャピタルとしての信頼概念に基づく限り、道徳性の観点から最も合理的な観点からも、特定化された信頼状況から普遍化された信頼状況への移行は、極めて困難なものとならざるをえない。

このようなアポリアに対して、社会契約論は、特定化された信頼状況から普遍化された信頼状況への移行を可能にするための一つの理論的装置と捉えることができる。すなわち、社会契約論は、普遍化された信頼状況を政治社会として規定し、道徳的により望ましい世界、あるいはより合理的な生活様式として提示する。さらに、特定化された信頼状況である自然状態にいる人々が、社会契約を通じて自律的に政治社会を形成する方法を提供する。人々は社会契約論が提供する理路に対して道徳的な望ましさや合理性を認めることによって、（実際に社会契約を行わないとしても）普遍化された信頼状況に適った秩序や制度を形成するように促され、また特定化された信頼状況に基づいた既存の秩序に対する批判的な視座を手に入れることができるのである。

しかしながら、社会契約論にとつても、自然状態という極度に特定化された信頼状況におかれた人々が、なぜ普遍化された信頼状況に向けた秩序形成に合意できるのかという問題は、解決困難な課題として依然として残されている。とりわけ、経験論的な立場から見るとき、ホッブズとロックの社会契約論においては、この問題はより深刻であると考えられる。なぜなら、社会契約は普遍化された信頼の共有を前提とした相互行為であるにもかかわらず、これを行う自然状態にある人々は、信頼の経験をまったく持たない、あるいは限定された信頼の経験しか持たない人々だからである。次章以下では、信頼生成と時間の関係に着目して、ホッブズとロックの社会契約論における信頼生成の問題を検討する。

第二章 ホッブズの社会契約論における信頼概念

第一節 自然状態の無時間性

ホッブズの信頼に対する考え方は、契約と信約に関する彼の説明の中に表現されている。彼は契約を「権利の相互的な譲渡」として定義し、契約当事者たちが契約内容を即時的に履行した場合にはその時点で契約は終了する。これに対して、契約当事者の片方、あるいは双方が、契約時に契約を履行せず、後で契約を履行することを約束する場合があり、このような契約は信約と定義される。信約の場合のように契約時と契約履行時の間に時間差がある場合、この期間にお

いては契約当事者たちの間に信頼関係が存在するとホッブズは指摘する。

さらに、契約者の一方が、彼の側では契約されたものを引き渡して、相手がある決定された時間の後に彼のなすべきことを履行するまで放任し、その期間は信頼しておく (in the mean time be trusted) ということもありうる。そしてこの場合、彼にとってこの契約は、協定 (Pact) または信約 (Covenant) と呼ばれる。あるいは、双方が現在契約して、これから履行することもありうる。この場合、きたるべき時に履行するはずの人は、信頼されているのであるから、彼の履行は約束の遵守 (Keeping of Promise) あるいは誠実 (Faith) と呼ばれ、不履行は (もしそれが彼の意志によるのであれば) 誠実の破棄 (Violation of Faith) と呼ばれる⁽¹⁶⁾。

この説明で明らかのように、ホッブズは信頼が成立するの契機を、契約時から契約履行時までの時間差の中に見出している。これは逆の言い方をすれば、信約において他者を信頼し、約束の遵守によって信頼が維持される (あるいは誠実の破棄によって信頼が裏切られる) という経験を通じて、人間は社会生活における時間の経過を認識することができるということを意味している。

しかしながら、ホッブズによれば、信約は自然状態においては無効である。なぜなら、自然状態では、人々に契約の履行を強制する拘束力が存在しないため、約束が遵守される見込みがほとんどないからである。したがって、ホッブズは信約が有効に履行されるためには、強力な共通の権力の設立が必要であることを示唆する。

当事者のいずれもが現在は履行せず、相互に信頼するという信約が結ばれるとすれば、まったくの自然状態 (それは各人の各人に対する戦争の状態である) においては、何かもつともな疑いがあれば、それは無効になる。しかし、もし双方の上に、履行を強制するのに十分な権利と強力を持った共通の権力が設定されていれば、それは無効ではない。すなわち、はじめに履行する者は、相手が後で履行するであろうという保証を何も持たないのであって、な

ぜなら、言葉の束縛は、何かの強制的な力への恐怖なしには、人々の野心、貪欲、怒り、およびその他の諸情念を抑えるには弱すぎるからである。⁽¹⁷⁾

自然状態においては信約が履行される見込みがないため、信約が結ばれることはない。したがって、自然状態では人々の間において信賴關係が存在しない。このことは、言い換えれば、自然状態において人間は社会的な時間の経過を認識できないということを意味している。ホッブズは自然状態における戦争がもたらす帰結を次のように描写する。

そのような状態〔戦争状態―引用者補足〕においては、勤勞の余地はない。なぜなら、勤勞の果実が確実ではないからであつて、したがつて土地の耕作はない。航海も、海路で輸入されうる諸財貨の使用もなく、便利な建築もなく、移動の道具および多くの力を必要とするものを動かす道具もなく、地表についての知識もなく、時間の計算もなく (no account of Time)、学芸もなく文字もなく社会もなく、そして最も悪いことに、継続的な恐怖と暴力による死の危険があり、それで人間の生活は、孤独で貧しく、つらく残忍で短い。⁽¹⁸⁾

信約の結ばれることのない自然状態においては、信賴の成立する余地はなく、したがつて、信賴の經驗を通じて認識される時間の觀念も存在しない。こうして自然状態において人間は時間のない利根的な生を送ることになる。

第二節 信賴の創出装置としての社会契約

前節で見たように、ホッブズの描く自然状態においては、人々は信賴に基づく協力關係を築くことができず、生き残るために相互に戦い続けることを余儀なくされる。戦争による死の恐怖から逃れようとして、彼らは平和を希求するようになる。そして、理性によつて平和を実現するための方途が模索され、それらは十九の自然法として提示される。これに基づいて、人々は社会契約を結び、信約の効力を力によつて強制することのできる共通權力の設立に向かうのであ

る。

しかしながら、信約が機能しない自然状態に生きていた人々が、たとえそうすることが平和をもたらす可能性が高いということが分かっているとしても、主権権力を設立する信約を結ぶことを選択するかどうかは多くの論者によって疑問が投げかけられてきた。例えば、小野紀明はこの問題を「応諾 (compliance) 問題」として、次のように説明している。

要するに、共同性を完全に欠如したエゴイストが、いかにして他者との間に契約を結んでルールを定めかつ相互にルールを遵守しうるのか。ここには、ホッブズの契約論的構成をめぐるアポリアが存在する。契約によってエゴイストたちの間に共同性を創出しようとしても、そもそも契約を締結するためにはすでに一定程度の共同性が存在していなければならない、こうして循環に陥ってしまうのである。¹⁹⁾

つまり、ホッブズの説明によれば、自然状態とは信約が成立しない世界である。社会契約という信約が平和をもたらす可能性が高いという理性的計算が人々の間で共有されたとしても、信約が破られるという計算も同様に共有されているため、誰もすすんで信約を結ぼうとすることはないのである。また、仮に信約が結ばれたとしても、それが遵守される保証はどこにも存在しない。

本稿の視点からこの問題を捉え直せば、次のように言い換えることができる。自然状態において人々は相互的な信頼の経験を持つことがなく、その結果として時間の観念を認識することができず、無時間的な生を送っている。このような状態においては、人々は共通の権力を設立することが合理的であるということがわかっていても、これを信約によって設立することができない。なぜなら、当事者間における一定の時間の経過とその期間の信頼が信約の要件であるからである。つまり、信約の要件である信頼の経験と時間の観念を持たない人間が、信約を結ばなければならないという逆説を、ホッブズの社会契約は抱えているのである。

このアポリアを解決するためにホッブズが提示した社会契約は、「權威づけ (authorize)」に基づく社会契約であり、すなわち、信約の当事者たちは、自分たちの人格を表象する権利を自分たちとは異なる人間あるいは集団に対して与え、当事者すべての人格を代表する人間あるいは集団の行為や判断を、当事者自身の行為や判断と同じものとして受け容れるという社会契約であった。⁽²⁰⁾

一つのコモンウェルスが設立されたと言われるのは、人々の群衆の、各人と各人が、次のように協定し信約する場合である。すなわち、彼らすべての人格を表現する権利（言い換えれば、彼らの代表となること）を、多数派が、どの人または人々の合議体に与えるとしても、それに反対して投票した者も賛成して投票した者と同じく、各人は、彼らの間で平和に生活し、他の人々に対して保護してもらうために、その人または人々の合議体のすべての行為や判断を、それらがちょうど彼自身のものであるかのように權威づける、ということである。⁽²¹⁾

信約の当事者同士が直接的に権利を譲渡し合えば、必ずそこには契約時と権利譲渡時との間に時間差が生じ、当事者間の信約が必要とされる。しかし、すでに指摘したように、自然状態においては、人々は信約を持たないため、仮に信約が結ばれたとしても、相手がそれを遵守する保証がない限り、先にそれを破棄する方が合理的であるため、常に信約は破棄されることになる。そこで、当事者とは異なる人間あるいは集団に対して権利を譲渡するようにすることによって、当事者間での信約不在の問題は回避される。さらに、当事者自身の人格を表現する権利を譲渡して、主権者の人格と一致させることによって、主権者の行為や判断と当事者たちの行為や判断との間の時間差をなくしてしまう。こうして、人々は、信約に必要な時間の経過を経験することなしに信約を結ぶことができ、共通権力の設立による平和の実現が達成されるのである。

ホッブズの社会契約の要諦は、臣民の判断と主権者の判断との間に生じる物理的な時間差を、權威づけという仕掛けによって論理的に無化することにある。これによって、信約に必要な時間の経験のない自然状態にいる人間でも、社会

契約を結ぶことが可能になるのである。このような社会契約によって設立された国家において、主権者は、市民どうしの信約が有効になるために必要な強制力を提供し、これによって市民たちは自らの身を危険にさらすことなく他者との間で信約を結ぶことができる。つまり、ホッブズの社会契約論は、無時間的な空間において信頼を生成するための理論なのである。

第三章 ロックの社会契約論における信頼概念

第一節 自然状態の有時間性

ロックの社会契約論における自然状態には、ホッブズのそれとはまったく異なり、すでに人々の間には信頼が存在しており、信頼の関係にある者は、信頼の遵守義務という道德的義務を負っている。ロックは、『統治二論』第二篇、第二章における有名な自然状態論の中で、自然状態が本来に存在するののかという反論に対して、アメリカでは人々が現に自然状態にあり、彼らは相互に信義を守る義務を負っているとして、以下のように述べる。

ガルシラソ・ド・ラ・ヴェガの『ペルー史』に述べられているように、無人島で二人の人間が交易などの約束や取引をしても、またはアメリカの森林で一人のスイス人と一人のアメリカ人とがそのようなことをしても、それらのことは彼らを拘束しはするが、彼らは相互の関係では完全に自然の状態にあるのである。というのは、信義と約束を守ること (Truth and keeping of Faith) は、社会の成員としてではなく人間としての人間の義務だからである。²⁴⁾

それでは、自然状態における信頼が有している道德的義務の根拠は何であろうか。ロックによれば、それは自然状態において人間を拘束している自然法であり、自然法の立法者たる神の意志であった。また、自然法の内容は、神の意志を実現するために人間に与えられたプロパティの保全であった。

自然状態にはそれを支配する自然の法があり、それはすべての人を拘束している。そして理性こそその法なのだが、理性にちよつとたずねてさえみれば、すべての人は万人が平等で独立しているのだから、だれも他人の生命、健康、自由、あるいは所有物を損ねるべきではないということがわかるのである。……すなわち、人間は唯一なる最高の主の命によつてその業にたずさわるために地上に送られた召使いであり、主の所有物であり、主の作品であつて、人間相互の気ままな意志によつてではなく、神の意のある間、生存を許されるものだからである。⁽²³⁾

こうして自然状態において人々は、自然法の道徳的義務に支えられて相互に信頼関係を結び、それを通じた協同によつてより快適な生活を築くことができたのである。このように自然状態においてすでに信頼が存在しているということは、ホッブズの観点から見れば、人々は信頼の遵守、あるいは破棄という経験を有し、それを通じて時間の経過を認識できるということを意味している。

しかしながら、自然状態の有時間性によつて、人々は、ホッブズの自然状態にはなかった別の困難に直面することになる。すなわち、他者と約束を結び、それが遵守されるまでの時間の経過を認識できるということは、同時に、その時間の経過の間、人は常に約束を破棄する誘因にさらされ続けることを意味する。もし約束を破棄することによつて得られる利益が、約束を遵守することによつて得られる利益よりも大きくなった場合、約束を破棄することは、少なくともその時点においては合理的な判断ということになる。もちろん、自然法に基づいた約束の遵守義務によつて人は道徳的に拘束されている。しかし、自然状態においては、この義務が遵守される保証はなく、常に約束は破棄される可能性を持つている。そして、約束が破棄されてプロパティが不当に侵害されたとき、自然状態は戦争状態へと陥るのである。

ホッブズの戦争状態は、信頼の経験が存在しない無時間的な自然状態において、不断に繰り返される生存競争としての戦争であるのに対して、ロックの戦争状態は、信頼の遵守あるいは破棄に伴う利益を見きわめた上で開始される合理的な選択としての戦争である。ロックは、戦争状態に入る状況を次のように描写する。

戦争の状態は敵意と破壊の状態である。したがって他人の生命を奪うための、一時的で性急な意図ではなく、平静で固定した意図を言葉や行動を通じて宣言すれば、そういう意向を受けた当の相手と戦争の状態に入ることとなり、こうして自分の生命を、自分がとらえ去るべき相手の権力に、あるいはその相手を守ろうとして加担し、相手の言い方を支持する者の権力にさらすことになる。²⁴

こうして自然状態において人間は、相互に信頼することができがゆえに、同時に信頼を裏切る可能性に直面し、この可能性は、利益の比較という点における合理性の判断能力では原理的に回避できない可能性なのである。²⁵

第二節 自由の力能

前節で見たように、自然状態における人間は、信頼の経験を通じて獲得した時間の経過の認識によって、合理的な選択の結果として信頼が破棄される可能性に常にさらされるという逆説に直面することとなった。人間には、この逆説を乗り越えて、合理性と道徳性を兼ね備えた行為を意志する能力があるのであろうか。これを検討するために、本節では、『人間知性論』第二版の第二巻、第二章における、人間の意志を決定するものについてのロックの議論を参照する。そこでロックは、「欲望の落ちつかなさ(uneasiness)」に突き動かされた意志の決定をいったん止め、真に道徳的になかった判断を下すための能力としての「自由の力能」に注目している。

『人間知性論』第二版において、ロックは、より大きな善が意志を決定するという初版の結論を撤回し、意志を決定するものは欲望の落ちつかなさであるという見解に変更した。

意志を決定するものは、一般に想定されているような、眺められた大きい方の善 (the greater good in view) ではなくて、人間が現在置かれているある落ちつかなさ（しかも大部分はもっとも差し迫った落ちつかなさ）なのである。これが意志を次々に決定させ、われわれにその営む行為をさせるのである。この落ちつかなさは、実際呼ば

れている通りに欲望(Desire)と呼ばれてもよい。欲望とは、ある現にない善の欠如による心の落ちつかなさである。⁽²⁶⁾

そして、この欲望の落ちつかなさには二つの形態がある。一つは苦からの安らぎに対する欲望であり、もう一つは現に存在しない善に対する欲望である。

ロックが意志を決定する要因を欲望の落ちつかなさに変更した理由は、欲望の落ちつかなさが人間の意志決定に及ぼす圧倒的な影響力を無視できなかったからである。ロックによれば、より大きい方の善が意志を決定するという初版の見解は、全人類の一般的な同意によって確立された公準のように見えるけれども、より大きい善も、その善に釣り合つて引き起こされた欲望が、善の欠如においてわれわれを落ちつかなくさせないうちは意志を決定しないのである。⁽²⁷⁾

意志を決定するものはより大きい善ではなく、欲望の落ちつかなさであるというロックの見解の変更は、人間がいかにして道徳的に正しい行為を行い、誤った行為を抑止できるかという議論にとつて、深刻な問題を含んでいた。それは、来世における喜びのような、一見して最大の善と分かるものであつても意志を決定することができず、現世における小さな快の不在による落ちつかなさによつて意志は決定されてしまうということである。その理由についてロックは次のように説明する。

およそ現にある苦は、どんなものもわれわれの現にある不幸の部分をなすが、現にない善は、どんなときも、われわれの現にある幸福の不可欠の部分⁽²⁸⁾をなさず、また、そのないことは、われわれの不幸の部分⁽²⁸⁾をなさないものである。

したがつて、来世の喜びという明瞭で最大の善について十分に納得している人であっても、この善によつて動かされることはなく、人々の意志は、この善を手に入れるための何らかの行為に行うように意志が決定されることはないのである。

このような欲望の落ちつかなさの中にあつて、人々がより大きい善によつて意志が決定されるようにするためにロッ

クが提案するのは「適正な考察」(a due consideration)である。ロックによれば、適正に反復された観想によって、現にない善が心に近くなつてわれわれのうちに欲望を起こすようになり、この欲望が現にある落ちつかなさとなり、意志を決定するようになるという。

適正に考察し、提案された善を検討することによって、その善の価値と適正に釣り合う欲望を起こす力能がわれわれの中にある。それによつて、その善はその順番と場所において意志に作用するようになり、追求されるようになる。⁽²⁹⁾

しかしながら、ロック自身も認めているように、われわれは落ちつかなさのもとにある限り幸福であると認めることはできず、その落ちつかなさを取り除くことが幸福への第一歩であるので、落ちつかなさが心に残っている限りは、より大きな善が欲望を引き起こし、それが意志を決定することはない。したがつて、適正な考察を通じてより大きな善によつて意志が決定されるようになるためには、現にある落ちつかなさをいったん止めなければならない。そしてロックによれば、われわれの心には現にある欲望の落ちつかなさを停止させる力能があり、その力能は人間の自由であるという。

それゆえ、すでに言つておいたように、最も大きくてもっとも差し迫つた落ちつかなさが意志を次の行為に決定するのが自然である。……しかし、常にそうとは限らない。なぜなら心は多くの場合、経験上明白なように、欲望のあるものの実行・満足を停止する力能を持つており、ひいてはすべての欲望について順々に停止する力能を持つてゐる。そこで心は自由にそれらの欲望の対象を考察し、あらゆる面にわたつて検討し、相互に思量するのである。⁽³⁰⁾ここに人間の持つ自由がある。

ロックは、われわれが実際には常に欲望の落ちつかなさによって意志を決定されているわけではないという経験は、次のような理由に基づいていると解釈したのである。すなわち、われわれがすぐにより大きな善を選んでいるわけではなくて、自由の力能によっていったん欲望を停止することによって、欲望の対象となっている善を適正に考察する機会を作り出しているからと考えたのである。この適正な考察によって、われわれは善に見合った欲望を新たに生みだし、この新たな欲望によって意志を決定させることができるのである。

以上において検討してきた自由の力能は、自然状態において合理的な判断として信頼を破棄し、戦争状態に陥ろうとする人間にとってどのような意味を持つのであろうか。人間が信頼の破棄の誘因にさらされるのは、信頼によって人間が時間の経過を認識できるようになったため、約束をしてから約束が遵守されるまでの間、信頼を破棄することによって得られるであろう利益についての合理的な見込みから生じる欲望の落ちつかなさ、意志決定が絶え間なく影響を受けるからである。このような意志決定を回避し、道徳的な善の獲得に向けた意志決定を行うためには、自由の力能によって、絶え間ない欲望の落ちつかなさを伴った時間の経過をいったん止めなければならない。これによって人間は、道徳性と合理性を兼ね備えた判断を下す機会を持ちうるのである。

こうして合理性と道徳性を兼ね備えた判断力を手に入れた人間にとって、自然状態はどのような状態として見えるであらうか。自然状態においても人間は信頼を通じた協同によってプロパティを維持、拡大することができる反面、自然状態では常に信頼の破棄によってプロパティが損なわれる可能性が潜在している。プロパティが侵害された場合、各人は自然法による執行権力を行使して、これを回復する正当な権利を有している。しかし、執行権力の行使は道徳的にまったく正しい行為であるけれども、これによってプロパティが実際に回復できるかどうかは不確定である。したがって、もし自然状態にいる場合よりも確実にプロパティを保全する方策があるならば、自然状態は道徳的には正しいけれども合理的ではない(ロックの表現を用いれば「不都合な(inconvenient)」状態であることが分かるのである。こうして人々は自然状態を脱し、政治社会に入る社会契約へと向かうことになるのである。

第三節 社会契約における政治的信頼

本節では以上の検討をふまえた上で、ロックの社会契約論における信頼概念の位置づけを明らかにする。その際、政治社会設立の際における信頼と、政治社会における市民の為政者に対する信頼の二つの局面に分けて考察する。

自然状態において各人が各人の裁判官となり、ばらばらに執行権力を行使するよりも、政治社会を設立し、その中で政治権力によって一元的に執行権力の行使をした方が、プロパティの保全にとってより合理的な方策であるという認識で一致した人々は、政治社会を設立して政治権力の服従下に入り、自然状態で持っていた自然の執行権力を為政者に委ねるという社会契約を結ぶことに同意する。「はじめに」で指摘したように、この社会契約によって確立された政治権力の正統性は、自由な人間の同意に基づいているが、たんに政治社会の設立が合理的であるからというだけでは、同意は道徳的義務の根拠とはなりえない。同意が規範的拘束力を持ちうるためには、同意によって結ばれた約束は遵守されるという信頼が人々の間であらかじめ存在していなければならない。

本章第一節で明らかにしたように、自然状態における人々の間にはすでに信頼が存在している。さらに前節で見たように、社会契約によって同意される選択は、自由の力能が欲望の落ちつかなさ停止することによって、合理性と道徳性の両方の点において十分に吟味されたものである。したがって、この同意は、長い時間の経過の中にあっても確実に遵守されることが期待されるという意味において強められた信頼によって支えられている。そしてこの信頼は、政治社会の設立にとって決定的に重要な政治的信頼なのである。

次に為政者に対する市民の信頼についてを検討する。政治社会においては、自然状態において各人が持っていた執行権力は為政者に委ねられ、市民は、為政者がこの執行権力をプロパティの保全という目的に適合した仕方で行使することを信頼し、為政者の命令に服従する。この信頼もまた、政治社会の維持に関わるという点において政治的信頼である。

しかしながら、この政治的信頼もまた、信頼が本質的に持っている逆説、すなわち信頼における時間の経過が、信頼破棄の可能性をもたらすという逆説を有している。為政者は、政治社会全体のプロパティの保全に対する信頼を市民か

ら受けている。ところが、信頼が政治社会全体のプロパティという巨大な利益に関わっているだけ、信頼を破棄することによって得られる利益も大きくなる。こうして為政者は、信頼の破棄に対する圧倒的な誘因に絶えずさらされることになるのである。

J・ダンが指摘するように、この政治的信頼を維持するための制度的な仕組みについて、ロックはほとんど言及せず、政治的信頼が遵守されているかどうかを各市民が判断することの重要性を強調する⁽³²⁾。つまり、ロックにとって、為政者に対する政治的信頼に関して市民が判断を下すことは、本質的には制度の問題ではなく、各市民の道徳的義務の問題であった⁽³³⁾。なぜなら、ロックの社会契約論は、自由の力能を通じて得られた機会を用いて各人が自らの行為に関する合理性と道徳性を十分に吟味する能力に依拠しており、各人がこの能力を十分に行使することは、政治社会の設立においてだけでなく、政治社会の維持においても必要不可欠なことだからである。こうして、政治社会において各市民は、為政者に対する政治的信頼が遵守されているかどうかを常に吟味することが求められるのである。

おわりに

これまでの議論によって、ホッブズとロックの社会契約論における信頼概念の位置づけを明らかにしてきた。すなわち、ホッブズの社会契約論は、信頼の存在しない自然状態から信頼を創出するために政治社会を設立する理論であり、これに対してロックの社会契約論は、信頼破棄の危険にさらされた自然状態から、自由の力能によって強められた信頼に基づいた政治社会を設立する議論であったといえる。本稿の最後に、社会契約論における信頼概念と、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念を対比して、それぞれの信頼概念が持っている理論的な射程について簡単に言及したい。ホッブズとロックとともに、信頼概念を、将来に向けた一定の期間の間、自他の行為を制御する規範的拘束力としてとらえ、人間の共存にとって不可欠なものとなしなしていた。さらに彼らは、人々の間で信頼が有効に機能するためには政治社会という空間が必要であり、この空間は社会契約によって人為的に構成されると考えた。つまり、彼らにとって、

信頼は自然に醸成されるものではなく、社会契約という共存に向けた相互的な意思表示の産物として理解されていた。彼らの信頼概念は、政治社会と共に生み出されるという意味において、政治的な概念なのである。

これに対して、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念は、必ずしも政治社会を前提とする信頼ではない。したがって、とりわけ普遍化された信頼は、社会契約論における政治的な信頼概念に比べて、より幅広い人々の間の協同を生み出す可能性を有している。しかし、第一章で指摘したように、ソーシャル・キャピタル論における信頼概念が、社会的な適応の結果である限り、特定化された信頼が合理的であるような状況においては、信頼の対象は限りなく特定化され、究極的には、自己自身のみが信頼の対象である状況が最も合理的な適応となる可能性も有している。この状況はホッブズの自然状態とほとんど同義であると思われるが、社会的な適応としての信頼概念の中には、この状況から脱する内在的な契機は存在しないのである。

もちろん、このことは、ソーシャル・キャピタルとしての信頼が、社会契約によつて生み出される政治的信頼よりも、規範的拘束力の点で脆弱であるということの意味するものではない。様々な信頼破棄行為によつて市民の安全が著しく低下した政治社会がありうる一方で、自然的な信頼によつて確固たる安全を実現した社会もありうるであろう。⁽³⁾しかし、内乱による大規模な信頼破棄を経験したホッブズやロックにとつて、社会契約によつて裏付けられた信頼と、そうでない信頼との間には有意な相違があつたのである。この相違については、稿を改めて論じたい。

【参考文献】

(一) 邦語文献

アスレイナー・E・M (二〇〇四) 「知識社会における信頼」西出優子訳、原著二〇〇三年(宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル』現代経済社会のガバナンスの基礎)『東洋経済新報社、二〇〇四年』。

石田正治 (二〇〇五) 「安全保障の社会的次元」(菅英輝、石田正治編著『21世紀の安全保障と日米安保体制』ミネルヴァ書房、二〇〇五年)。

岩井克人 (二〇〇三) 『会社はこれからどうなるのか』平凡社。

小野紀明 (二〇〇五) 『政治理論の現在―思想史と理論のあいだ―』世界思想社。

久野真大 (二〇〇三) 「ホッブズ『政治哲学』におけるコモンウェルスの成立方法」、『政治研究』第五〇号、九州大学政治研究会。

関谷昇 (二〇〇三) 『近代社会契約説の原理―ホッブズ・ロック・ルソー像の統一の再構成―』東京大学出版会。

ダン・J (一九八七) 『ジョン・ロック』加藤節訳、岩波書店、原著一九八四年。

永井均 (一九九七) 『子どものための哲学対話』講談社。

福田歓一 (一九七二) 『近代政治原理成立史序説』(福田歓一著作集・第二巻) 岩波書店、一九九八年。

フクヤマ・F (一九九六) 『信』無くば立たず』加藤寛訳、三笠書房、原著一九九五年。

松下圭一 (一九五九) 『市民政治理論の形成』岩波書店。

—— (一九八七) 『ロック『市民政府論』を読む』岩波書店。

山岸俊男 (一九九八) 『信頼の構造―こころと社会の進化ゲーム―』東京大学出版会。

—— (一九九九) 『安心社会から信頼社会へ―日本型システムの行方―』中公新書。

—— (二〇〇〇) 『社会的ジレンマ―環境破壊―から「いじめ」まで―』PHP新書。

(二) 英語文献

Dunn, J. (1985) *Rethinking Modern Political Theory*, Cambridge: Cambridge University Press.

—— (1996) *The History of Political Theory and Other Essays*, Cambridge: Cambridge University Press.

Hobbes, T. [1642] (1998) *On the Citizen*, ed. and trans. by Richard Tuck and Michael Silverthorne, Cambridge: Cambridge University Press.

—— [1951] (1991) *Leviathan*, ed. by Richard Tuck, Cambridge: Cambridge University Press. 邦訳：水田洋訳『リヴァイアサン』(全

四巻) 岩波文庫、一九五四―八五年。

Locke, J. [1689a] (1988) *Two Treatises of Government*, ed. by Peter Laslett, Cambridge: Cambridge University Press. 邦訳：宮川

透訳『統治論』(『世界の名著32 ロック・ヒューム』中央公論社、一九八〇年)。なお、引用はすべて「第二篇」からであり、引用箇所は節番号で示す。

—— [1689b] (1975) *An Essay concerning Human Understanding*, ed. by Peter Niddich, Oxford: Clarendon Press. 邦訳：大槻春彦訳『人間知性論』(全四巻) 岩波文庫、一九七二―七七年。

O'neil, O. (2002) *A Question of Trust*, Cambridge: Cambridge University Press.

Putnam, R. D. (1993) *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton: Princeton University Press. 邦訳：河

田潤一訳『哲学者の民主主義—伝統と改革の市民的構造—』NTT出版、二〇〇一年。

—(2000) *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster. 邦訳：柴田康文訳

『孤独なボウリング—米国のコミュニティの崩壊と再生—』柏書房、二〇〇六年。

Rawls, J. (1971) *The Theory of Justice*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press. 邦訳：矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店、一九七九年。

Uslaner, E. M. (2002) *The Moral Foundations of Trust*, Cambridge: Cambridge University Press.

注

(1) もちろん、社会契約論は正統性導出のためだけの議論ではない。ダンによれば、社会契約が政治理論の中心的役割を担った二つの時期があり、一つは初期近代における自然法思想であり、もう一つは二〇世紀後半におけるアメリカの政治哲学である。第一の時期における社会契約は、政治的服従の根拠、範囲、限界、すなわち、自分たちが属する政治社会に立てられた権威に対して服従する被治者の義務を分析するための主要な知的道具であったのに対し、第二の時期における社会契約は、社会の構成員に対する費用と利益を分配する際の正義の基準を分析するための知的道具であった。Dunn (1996), ch. 3.

(2) 本稿では、社会契約によって設立される共同体を政治社会(あるいは国家)、社会契約の当事者であり、政治社会の構成員となる人々を市民(あるいは国民)と表記する。また、政治社会において政治権力を司る者を為政者(あるいは主権者)、為政者による統治の対象としての市民を被治者(あるいは臣民)と呼ぶことにする。

(3) 自由な人間が主体的な「作為」として公共性を形成する原理として社会契約論を取り上げるものとして、福田(一九七二)、関谷(二〇〇三)。また、市民自治の理論的源流として、とりわけロックの社会契約論に依拠するものとして、松下(一九五九)、(一九八七)。

(4) 本稿では、秩序形成原理としての社会契約論における信頼の問題に論点を絞ったため、ルソーおよびロールズの社会契約論は議論の対象としなかった。ルソーの社会契約論は、すでに成立している文明社会を前提とした議論であり、自然状態における信頼生成の問題は存在しないと考えられる。また、ロールズの社会契約論においては、原初状態における人々は「無知のヴェール」によって個別的情報からは閉ざされているけれども、正義の諸原則の選択に影響を与える一般的な事実に関しては何でも知っているものと想

定されている。つまり、相互的な信頼がもたらす効果についての一般的な知識はすでに有しているものと考えられる。Rawls(1971), p.137. 邦訳一〇六頁。

(5) ソーシャル・キャピタル論の概要については、宮川・大守(二〇〇四)を参照。

(6) 代表的なものとして、Putnam(1993), (2000)。

(7) Putnam(2000), p. 19. 邦訳一四頁。

(8) Putnam(1993)。

(9) Putnam(2000), p. 22. 邦訳一四頁。

(10) Putnam(2000), p. 13. 邦訳二〇頁。

(11) Uslaner(2002), ch. 2.

(12) アスレイナー(二〇〇四) 一二六頁。

(13) 山岸(一九九八) 一九九頁。

(14) これは個人の場合だけでなく、株式会社社の経営に関してもそのまま当てはまる。つまり、グローバル化した経済の下では、系列会社によるコミットメント関係は、より高い機会コストを生み出しやすい。この点については、岩井(二〇〇三)参照。

(15) ただし、フクヤマ(一九九六)は、普遍化された信頼が経済的繁栄にとって合理的である点を認めつつも、特定化された信頼の戦略(例えば、日本における系列会社)も評価している。

(16) Hobbes [1651], p. 94. 邦訳(一)二二二頁。また、ホッブズは『市民論』において次のように述べている。「二人あるいはそれ以上の人間が相互に彼らの権利を譲渡する行為は契約(Contractus)と呼ばれる。すべての契約においては、双方の当事者が契約したことを直ちに履行するため、一方が他方を信頼することがない場合、あるいは、一方が履行し他方が信頼されたり、双方が履行しない場合がある。双方の当事者が直ちに契約を履行する場合、契約はその履行によって終了する。しかし、一方あるいは双方の当事者が信頼される場合、信頼された当事者は後で契約を履行することを約束することになる。この種の約束は信約(Pactum)と呼ばれる。」Hobbes [1642], p. 36.

(17) Hobbes [1651], p. 96. 邦訳(一)二二六頁。

(18) Hobbes [1651], p. 89. 邦訳(一)二二二頁。

(19) 小野(二〇〇五) 一四頁。この問題をより分かりやすく提示したものとして、永井(一九九七)、二五七頁。

(20) ホッブズのコモンウェルス設立の議論における「権威づけ」の位置づけについては、久野(二〇〇三)、五三六頁参照。

- (21) Hobbes [1651], p. 121. 邦訳(二)三六頁。
- (22) Locke [1689a], 14.
- (23) Locke [1689a], 6.
- (24) Locke [1689a], 16.
- (25) ロックにおいて真に合理的な判断とは、自然法に従った判断であるので、同時に道徳的な判断でもある。しかしここでは、ある時点において世俗的な利益を最大化する選択をとるという意味で合理性という言葉を用いる。したがって、この意味においては、合理的判断と道徳的判断は乖離しうる。
- (26) Locke [1689b], 2, 21, 31.
- (27) Locke [1689b], 2, 21, 35.
- (28) Locke [1689b], 2, 21, 44.
- (29) Locke [1689b], 2, 21, 46.
- (30) Locke [1689b], 2, 21, 47.
- (31) Locke [1689a], 95.
- (32) ダン(一九八七)、八八―九頁。
- (33) 信賴が、最終的には制度によってではなく、人間の道徳的義務によって維持されるものであるという点を強調したものとして、
O'neil(2002), pp. 35-9 参照。
- (34) 国民相互の信賴関係と国家の安全保障との関連を論じたものとして、石田(二〇〇五) 参照。